

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公表番号】特表2007-532663(P2007-532663A)
 【公表日】平成19年11月15日(2007.11.15)
 【年通号数】公開・登録公報2007-044
 【出願番号】特願2007-508488(P2007-508488)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/192 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 3/10 (2006.01)
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)
 A 6 1 K 9/20 (2006.01)
 A 6 1 K 9/48 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/192
 A 6 1 P 43/00 1 1 2
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 K 9/20
 A 6 1 K 9/48

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成24年2月9日(2012.2.9)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲
 【訂正対象項目名】全文
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

有効量のトレプロスチニルもしくはその誘導体またはそれらの薬学的に許容可能な塩を
含んでなり、前記誘導体が、a) トレプロスチニルのC1-4アルキルの、エステルもし
 くはアミド、ただし、前記アミドは必要に応じて1個もしくは2個のC1-4アルキル基
 で置換されるアミドを含み、b) トレプロスチニルの徐放性の形態、c) トレプロスチニル
 の吸入形態またはd) トレプロスチニルの経口形態である、糖尿病性ニューロパシーを有
 する被験体の糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍の治療に対する薬物。

【請求項2】

有効量のトレプロスチニルもしくはその誘導体またはそれらの薬学的に許容可能な塩を
 含んでなり、前記誘導体が、a) トレプロスチニルのC1-4アルキルの、エステルもし
 くはアミド、ただし、前記アミドは必要に応じて1個もしくは2個のC1-4アルキル基
 で置換されるアミドを含み、b) トレプロスチニルの徐放性の形態、c) トレプロスチニル
 の吸入形態またはd) トレプロスチニルの経口形態である、糖尿病性ニューロパシーを有
 する被験体の糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍に関連する疼痛または前記足潰瘍が引き起
 こす疼痛の低減、排除または予防に対する薬物。

【請求項3】

前記薬物が、前記被験体の足潰瘍に関連する症状の低減、排除または予防を目的とする
 、請求項1または2に記載の薬物。

【請求項4】

トレプロスチニルの薬学的に許容可能な塩が用いられる、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 5】

被験体がヒトである、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 6】

前記薬物が、皮下投与のためのものである、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 7】

前記薬物が、連続皮下注入による投与のためのものである、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 8】

前記薬物が、静脈内投与のためのものである、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 9】

前記薬物が、錠剤およびカプセル剤からなる群より選択される経口により利用可能な形態である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 10】

前記薬物が、吸入による投与のためのものである、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 11】

有効量が、少なくとも $1.0 \text{ ng} / \text{kg}$ 体重 / 分である、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の薬物。

【請求項 12】

前記糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍が、前記糖尿病性ニューロパシーそれ自体の結果として被験体で発症したものである、請求項 1 または 2 に記載の薬物。

【請求項 13】

前記糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍が、前記糖尿病性ニューロパシーと下肢虚血との組み合わせの結果として被験体で発症したものである、請求項 1 または 2 に記載の薬物。

【請求項 14】

糖尿病性ニューロパシーを有する被験体の糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍の治療に対する薬物の製造における、有効量のトレプロスチニルもしくはその誘導体またはそれらの薬学的に許容可能な塩の使用であり、前記誘導体が、a) トレプロスチニルの C 1 - 4 アルキルの、エステルもしくはアミド、ただし、前記アミドは必要に応じて 1 個もしくは 2 個の C 1 - 4 アルキル基で置換されるアミドを含み、b) トレプロスチニルの徐放性の形態、c) トレプロスチニルの吸入形態またはd) トレプロスチニルの経口形態である、前記使用。

【請求項 15】

糖尿病性ニューロパシーを有する被験体の糖尿病性ニューロパシー性足潰瘍に関連する疼痛または前記足潰瘍が引き起こす疼痛の低減、排除または予防に対する薬物の製造における、有効量のトレプロスチニルもしくはその誘導体またはそれらの薬学的に許容可能な塩の使用であり、前記誘導体が、a) トレプロスチニルの C 1 - 4 アルキルの、エステルもしくはアミド、ただし、前記アミドは必要に応じて 1 個もしくは 2 個の C 1 - 4 アルキル基で置換されるアミドを含み、b) トレプロスチニルの徐放性の形態、c) トレプロスチニルの吸入形態またはd) トレプロスチニルの経口形態である、前記使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 0 2 0 】

用語「酸誘導体」は、C 1 - 4 アルキルの、エステルおよび、アミド（ただし、前記アミドは窒素が必要に応じて 1 個または 2 個の C 1 - 4 アルキル基で置換されるアミドを含む）を説明するために本明細書中で使用される。